

会 員 規 則

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「本協会」という。）の定款第5条に規定する会員（以下「会員」という。）について基本的事項を定める。

（会員区分）

第2条 この規則において、会員を次のとおり区分する。

- (1) 個人である正会員（以下「個人正会員」という。）
- (2) 法人である正会員（以下「法人正会員」という。）
- (3) 法人である賛助会員（以下「賛助会員」という。）
- (4) 名誉会員

（入会）

第3条 個人正会員及び法人正会員並びに賛助会員の入会は、本協会の事業に賛同又は賛助して入会を希望する個人又は法人が、別に定める入会手続を行い、総務委員会の審査を経て、理事会の承認を得るものとする。

2 入会日は、理事会が入会を承認した日の翌月1日とする。

（会員の呼称）

第4条 前条の手続きを経て、入会が承認されると会員であることを呼称できる。

（個人正会員）

第5条 個人正会員の権利及び義務を次のように定める。

（1）権利

- ア 定款第4条第1項第2号に規定する調査研究事業の成果を享受できること
- イ 定款第4条第1項第3号に規定する教育研修事業に参加できること
- ウ 定款第4条第1項第4号に規定する啓発支援活動を享受できること
- エ 常任委員会（個人正会員に限る）及び支部活動に参加できること

（2）義務

- ア 倫理基準、定款及び規則等を遵守すること
- イ 別に定める会費等を支払うこと
- ウ 協会の組織及び制度の活性化に積極的に協力すること
- エ 綱紀監察事案に該当し、「処分」を受けた会員は、本協会の受けた損害に対し、損害賠償責任を負うこと

(認定登録 医業経営コンサルタント)

第6条 別に定める「認定登録に関する規程」に基づき、認定登録 医業経営コンサルタントの権利及び義務を次のように定める。

(1) 権利

- ア 定款第4条第1項第1号に規定する資格認定者としての権利を享受できること
- イ 前条第1号の権利を享受できること

(2) 義務

- ア 前条第2号の義務を負うこと
- イ 認定登録 医業経営コンサルタントとして、自らの資質の涵養及び職務能力の向上を図ること
- ウ 医業経営の健全化・安定化に積極的に貢献すること

(法人正会員)

第7条 法人正会員の権利及び義務を次のように定める。

(1) 権利

- ア 第5条第1号の権利を享受できること
- イ 認定登録 医業経営コンサルタントの業務活動と提携できること

(2) 義務

- ア 第5条第2号の義務を負うこと

(認定登録 医業経営コンサルタント法人)

第8条 「医業経営コンサルタント法人の認定登録に関する規程」に基づき、認定登録 医業経営コンサルタント法人の権利及び義務を次のように定める。

(1) 権利

- ア 第5条第1号の権利を享受できること

(2) 義務

- ア 第5条第2号の義務を負うこと
- イ 認定登録 医業経営コンサルタント法人として、自らの資質の涵養及び職務能力の向上を図ること
- ウ 医業経営の健全化・安定化に積極的に貢献すること
- エ 当該法人の構成員でない他の認定登録 医業経営コンサルタントとの積極的な連携、協調を図ること

(認定登録 医業経営コンサルタント法人の所属)

第9条 認定登録 医業経営コンサルタント法人は、協会本部に所属する。ただし、当該法人は、それぞれの所在する支部の活動に積極的に協力するものとする。

(賛助会員)

第10条 賛助会員の権利及び義務を次のように定める。

(1) 権利

ア 第5条第1号の権利（イを除く）を享受できること

(2) 義務

ア 第5条第2号の義務を負うこと

2 その他賛助会員に関する事項は、別に定める賛助会員制度によるものとする。

(名誉会員)

第11条 名誉会員は、定款第5条第1項第3号の推薦を受けた以下の者とする。

(1) 推薦時において、個人正会員でない者

(2) 役員、支部長、医業経営コンサルタント資格認定審査会委員、常任委員会委員等として3期以上会務の執行、事業の実施に多大な功労があったと理事会が判断した者

(3) 会員以外で学識経験者として協会の運営に多大な貢献があったと理事会が判断した者

(4) 協会の名誉の高揚並びに会員の信頼と評価の向上に引き続き寄与されると理事会が判断した者

2 名誉会員は、第5条第1号の権利を享受できるとともに、名誉会員であることを呼称し、本協会の発展に協力するものとする。

(会員証等)

第12条 個人正会員には、会員証（個人正会員）【様式第（証）-01号】を交付する。

2 法人正会員には、会員証（法人正会員）【様式第（証）-02号】を交付する。

3 賛助会員には、会員証（賛助会員）【様式第（証）-03号】を交付する。

4 認定登録 医業経営コンサルタントには、第1項の会員証のほか、認定登録 医業経営コンサルタント証票【様式第（証）-04号】及び認定登録 医業経営コンサルタント章を交付する。

5 認定登録 医業経営コンサルタント法人には、第2項の会員証のほか、認定登録 医業経営コンサルタント法人認定登録証【様式第（証）-05号】を交付する。

6 前各項の規定により会員証等の交付を受けた者が、会員としての地位を失った場合は、交付を受けた会員証等を遅滞なく協会本部に返還しなければならない。

7 会員証等は、他に貸与若しくは使用させてはならない。

8 会員が会員証等の盗難・遺失等にあった場合は、すみやかに協会本部に届け出るとともに再交付を受けなければならない。

(休止)

第13条 個人正会員が、正会員としての権利及び義務を休止したいときは、1年以内、通算して2年間で限度に休止を申請することができる。ただし、会費の滞納がないことを前提とする。

2 前項の休止申請は、会員休止申請書の提出により行い、総務委員会での審議を経て、理事会が承認する。

3 前項の規定により休止を認められた正会員は、休止期間中、会員証、認定登録 医業経営コンサルタントにあっては、認定登録 医業経営コンサルタント証票及び認定登録 医業経営コンサルタント章を協会本部に一時的に寄託しなければならない。

4 休止期間の満了した正会員は、自動的に正会員としての権利及び義務が復活し、協会に寄託された会員証等の返還を受けるものとする。

(権利の停止等)

第 14 条 会費等の滞納期間が満 1 年を経過した会員及び休止会員の権利の停止等を次のように定める。

- (1) この規則に定める会員としての全ての権利の享受を停止する
- (2) 会員であることの呼称及び認定登録 医業経営コンサルタントとしての業務を禁止する
- (3) 会員が、権利の享受を停止された場合、会長は、当該会員の所属する支部の支部長にその旨を通知する

(綱紀監察)

第 15 条 正会員及び賛助会員が、本協会が定める定款、倫理基準等の規定及びその他関係法規に著しく違反しているおそれがある行為があったときは、別に定める綱紀監察の対象とする。

(規則の改廃)

第 16 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。